

○杉戸町新庁舎整備審議会条例

令和 4 年 9 月 30 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じ、新庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、杉戸町新庁舎整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 町民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条の町長の諮問に対し審議会が最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長になる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、管財契約課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

○委員名簿

委員氏名	条例区分 (条例第2条)	委員区分
石原 和夫	第1号委員	公募による町民
岩本 明美	第1号委員	公募による町民
佐々木 誠	第2号委員	識見を有する者
藏田 幸三	第2号委員	識見を有する者
藤岡 麻紀	第2号委員	識見を有する者
池澤 龍三	第2号委員	識見を有する者
井上 裕文	第2号委員	識見を有する者
木村 三樹男	第3号委員	その他町長が必要と認める者
中野 恒明	第3号委員	その他町長が必要と認める者
青木 一子	第3号委員	その他町長が必要と認める者

○審議会開催経過

日にち	内 容
令和4年11月18日	第1回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)庁舎の現状と課題について (2)基本理念及び基本方針(案)について (3)町民、職員アンケート調査の実施内容について
令和5年2月3日	第2回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)基本理念及び基本方針(案)について (2)ワークショップ実施内容について
令和5年3月22日	第3回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)新庁舎の位置(案)について (2)基本理念及び基本方針(案)について (3)令和5年度のスケジュールについて
令和5年4月28日	第4回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)基本理念及び基本方針(案)について (2)導入機能(案)について
令和5年5月22日	第5回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)基本理念及び基本方針(案)について (2)役場庁舎の導入機能について (3)規模及び事業手法などについて
令和5年6月23日	第6回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)桶川市役所、茨城県下妻市役所視察
令和5年7月14日	第7回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)基本理念及び基本方針(案)について (2)役場庁舎の導入機能について (3)規模及び事業手法等について
令和5年9月22日	第8回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)杉戸町新庁舎整備基本構想(素案)について
令和5年11月17日	第9回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について
令和5年12月21日	第10回杉戸町新庁舎整備審議会 (1)杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について